



町営平成ヶ浜住宅 入居者募集!

◎問合せ 住宅に関すること(役場産業建設課) ☎(820) 1512
 子育て支援センターに関すること(役場民生課) ☎(820) 1505

【住宅種別】特定公共賃貸住宅(子育て世帯向け定期借家)【認定子ども園併設】

	1号館	2号館	3号館
募集戸数・間取り・面積	1戸(509号室) 3LDK 約73㎡/戸	1戸(401号室) 3LDK 約73㎡/戸 2戸(102・908号室) 2LDK 約64㎡/戸	3戸 (301・601・901号室) 3LDK 約73㎡/戸
家賃限度額(月額)	54,000円~69,700円 (収入階層による)	3LDK 53,200円~68,800円 2LDK 47,000円~60,600円 (収入階層による)	54,000円~69,700円 (収入階層による)
駐車場使用料(月額)	3,000円(団地外の近接場所となる場合があります。)		
申込期間	現在、随時募集中(申込みがあり次第、締め切ります。)*土日、祝日を除く。		
申込方法	特定公共賃貸住宅入居申込書に必要事項を記入し、必要書類(申込みのしおり参照)を添えて申し込んでください。*印鑑をご持参ください。		
受付場所(時間)	役場3階 産業建設課(8時30分~17時30分)		
選考方法の概略	入居申込者の入居資格審査により決定します。		
入居可能時期	別途通知します。		

◆入居資格

- 同居しようとする親族に平成27年4月2日以降に生まれた児童がいる世帯であること。(妊娠中を含む)
- 納付すべき税等(町県民税、所得税等)を滞納していないこと。
- 収入が基準以内であること。
*入居者全員の年額所得の合計が、定められた基準範囲内であること。(裁量階層有り)
*特定公共賃貸住宅の政令月収が158,001円から259,000円であること。
- 入居申込者及び同居者が暴力団員でないこと。
注)妊娠中の方は、母子健康手帳または医師の証明が必要です。
注)入居資格等詳しいことについては、役場産業建設課へお問い合わせください。
*現在、坂町出身者に係る入居資格要件を緩和しています。

◆入居の条件

- 借地借家法に基づく定期借家であるため、入居期間は入居したときから5年間とします。
 - 期間満了時に18歳未満の同居者があり、入居者が希望する場合には、最年少の同居者が18歳に達した後の最初の3月31日までの間は再契約することができます。
 - 虚偽の申請による申込みの場合、入居申込者及び同居者が暴力団員と判明した場合には、入居許可を取消し住宅の明渡しをしていただきます。
- ◆平成ヶ浜住宅に併設している認定子ども園について
平成ヶ浜住宅には認定子ども園が併設されています。平成ヶ浜住宅に入居される方で、入園条件に該当する場合には、優先的に入園することができます。(詳細については、役場民生課へお問い合わせください。)

ベイシティ坂 入居者募集

◎問合せ 役場産業建設課 ☎(820) 1512

【住宅種別】一般公営住宅(鉄骨鉄筋コンクリート造14階建)

募集戸数・間取り・面積	2戸(1104号室、1204号室) 3LDK 約79㎡
家賃限度額(月額)	32,500円~48,400円(収入階層による)
駐車場使用料(月額)	5,100円(屋根なし)
申込期間	5月1日(金)~5月15日(金)*土日、祝日を除く。
申込方法	坂町営住宅入居申込書に必要事項を記入し、必要書類(申込みのしおり参照)を添えて申し込んでください。*印鑑をご持参ください。
受付場所(時間)	役場3階 産業建設課(8時30分~17時30分)
選考方法の概略	入居申込者が募集戸数を超える場合には、公開抽選により決定します。
入居可能日	6月1日(月)

◆入居資格

- 同居親族(婚約者を含む)があること。
- 入居者もしくは同居者が坂町出身者(注1)、または町内に一定期間(現在まで1年以上継続して)住所を有する者(注2)もしくは町内に一定期間(現在まで2年以上継続して)勤務地を有する者。
注1)坂町出身者とは原則、坂町に本籍を申込日まで一定期間継続して有する者をいう。ただし、入居申込者もしくは同居者の親または祖父母のいずれかが町内に住所を有している場合には坂町出身者とみなす場合がある。
注2)住所を有することとは、坂町の住民基本台帳に記載のあること。
- 税(市町民税、所得税等納付すべきものすべて)を滞納していない者。
- 収入が基準以内の者。
*入居者全員の公営住宅の政令月収が158,000円以内であること。
- 入居申込者もしくは同居者が暴力団員でないこと。
注)入居資格等詳しいことについては役場産業建設課へお問い合わせください。



坂町有(小屋浦)住宅(めじろコーポこやうら)入居者募集!

◎問合せ 住宅に関すること(役場産業建設課) ☎(820) 1512
 子育て支援センターに関すること(役場民生課) ☎(820) 1505

【住宅種別】町有住宅(子育て世帯向け定期借家 鉄筋コンクリート造5階建 昭和60年度建設)

	1号棟	2号棟	3号棟
募集戸数・間取り・面積	6戸(103・404・406・501・505・508号室) 2LDK 約53㎡/戸 *103号室は身障者等を優先します。	7戸(302・303・403・407・503・504・505号室) 3DK 約53㎡/戸	13戸(102・105・301・305・308・402・404・405・408・504・505・506・507号室) 3DK 約53㎡/戸
家賃(月額)	1・2階35,000円、3階34,000円、4階33,000円、5階32,000円(その他共益費800円)		
駐車場使用料(月額)	2,000円(1世帯1台に限ります。)		
申込期間	現在、随時募集(申込みがあり次第、締め切ります。)*土日、祝日を除く		
申込方法	町有住宅入居申込書に必要事項を記入し、必要書類(申込みのしおり参照)を添えて申し込んでください。*印鑑をご持参ください。		
受付場所(時間)	役場3階 産業建設課(8時30分~17時30分)		
選考方法の概略	入居申込者の入居資格審査により決定します。		
入居可能時期	別途通知します。		

◆入居資格

- 1~4の条件をすべて満たしている方が申込みできます。
- 同居しようとする親族に小学校就学中までの子どもがいる世帯であること。(未就学児童及び妊娠中を含む)
- 納付すべき税等(町県民税、所得税等)を滞納していないこと。
- 坂町営住宅及び坂町特定公共賃貸住宅からの転居者でないこと。
- 入居申込者及び同居者が暴力団員でないこと。
注)妊娠中の方は、母子健康手帳または医師の証明が必要です。
注)入居資格等詳しいことについては、役場産業建設課へお問い合わせください。
注)現在、坂町出身者優先は取りやめています。

注意事項

- 入居から2年間の定期借家とします(借地借家法による)。
 - 2年経過時に、最年少の同居者が18歳になる年度末まで再契約できます。
 - 入居者・同居者が暴力団員または申請に虚偽がある場合、入居許可を取り消し、住宅の明渡しをしてもらいます。
- ◎入居申込書及び申込みのしおり
入居申込書及びしおりは役場産業建設課、町民センター、坂公民館、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンター、B&G海洋センター、小屋浦パオちゃんルーム(町有住宅併設)にて配布します。また、坂町ホームページからもダウンロードできます。
- ◆町有住宅には子育て支援センターを併設しています。
子育て支援センター(小屋浦パオちゃんルーム)は、子育て仲間との出会いが生まれる場として設置しています。

町営鯛尾住宅 入居者募集

◎問合せ 役場産業建設課 ☎(820) 1512

【住宅種別】一般公営住宅(木造平屋)

募集戸数・間取り・面積	1戸(6号棟) 2DK 約52㎡
家賃限度額(月額)	20,400円~30,400円(収入階層による)
駐車場使用料(月額)	3,000円(屋根なし)
申込期間	5月1日(金)~5月15日(金)*土日、祝日を除く。
申込方法	坂町営住宅入居申込書に必要事項を記入し、必要書類(申込みのしおり参照)を添えて申し込んでください。*印鑑をご持参ください。
受付場所(時間)	役場3階 産業建設課(8時30分~17時30分)
選考方法の概略	入居申込者が募集戸数を超える場合には、公開抽選により決定します。
入居可能日	6月1日(月)

◆入居資格

- 同居親族(婚約者を含む)があること。
- 入居者もしくは同居者が坂町出身者(注1)、または町内に一定期間(現在まで1年以上継続して)住所を有する者(注2)もしくは町内に一定期間(現在まで2年以上継続して)勤務地を有する者。
注1)坂町出身者とは原則、坂町に本籍を申込日まで一定期間継続して有する者をいう。ただし、入居申込者もしくは同居者の親または祖父母のいずれかが町内に住所を有している場合には坂町出身者とみなす場合がある。
注2)住所を有することとは、坂町の住民基本台帳に記載のあること。
- 税(市町民税、所得税等納付すべきものすべて)を滞納していない者。
- 収入が基準以内の者。
*入居者全員の公営住宅の政令月収が158,000円以内であること。
- 入居申込者もしくは同居者が暴力団員でないこと。
注)入居資格等詳しいことについては役場産業建設課へお問い合わせください。